

答 申 第 5 1 号
平成 15 年 9 月 20 日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

個人情報保護審議会 会長 山下 淳

利用及び提供の制限の例外について（答申）

平成 15 年 8 月 28 日付け諮問第 52 号で諮問のあった標記のことについては、適当と認めます。

なお、利用及び提供の制限の例外について、適当と認める理由等は下記のとおりです。

記

適当と認める理由

刑事訴訟法第 279 条の規定に基づく裁判所からの照会は、裁判所による証拠調べの準備行為としてなされるものであり、当初の収集目的にかかわらず、地方公共団体の機関として、当該規定の趣旨を踏まえて、対処する必要があると認められます。

しかしながら、この規定に基づく照会は、センシティブな情報を求めることが多いため、本人（又は法定代理人）の同意を得て裁判所に回答する必要があります。

実施機関において、本人の同意を得ることができない場合又は本人の同意を得て回答することが適当でないと認める場合にあつて、個人情報を提供することに公益上の必要があると認めるときは、裁判所が提供を求める個人情報の内容や性質に応じて、回答の必要性や提供する個人情報の範囲、講ずるべき個人情報保護措置等を当分の間は当審議会が、個別の事例ごとに審議する必要があると考えます。

なお、諮問に係る事例は、本人の責任能力を見極めるため必要な特有の疾患、病歴等に関する個人情報の提供を求めるものであるため、裁判所に回答することにつき本人の同意を得るとともに、裁判所に対し提供する個人情報の慎重な取り扱いを要請するなどの個人情報保護措置を講ずることが適切であると考えます。